

いじめ防止基本方針

長野県南安曇農業高等学校

I いじめ防止等の対策のための基本的な方針

1 (はじめに) 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの-----

「食料・環境・生命に関する教育を通して豊かな人間性と生きる力を育み、地域産業や地域文化の継承を担う人材を育てる。また、地域と連携して開かれた学校づくりを進め、安全で安心して学べる学校づくりに努める。」が本校の重点目標（中・長期的目標）である。

このような重点目標の実現をはかり、いじめのない安全・安心な学校づくりを行うためには、日常の指導体制を整え、いじめの未然防止をはかりながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針を定める。

今年度も重点目標に「安全・安心な学校」を置き、「すべての生徒が安心して学習活動に取り組み、学ぶ喜びと充実感を得られるように生徒指導・生徒支援の充実をはかる」を目標に挙げ、以下の項目の取り組みを行うこととした。

- ① よりよい生徒理解のため情報を共有するための組織作りと職員会での情報共有を行う。
- ② いじめや生徒間トラブル、問題行動の未然防止につとめるとともに、問題の早期発見と解決の指導を行う。
- ③ 教育相談体制を充実し、生徒・保護者への周知を積極的に行う。
- ④ 生活アンケート（年2回）やアセス（年2回）を実施し生徒の状況を適切に把握する。
- ⑤ 携帯電話、スマートフォンやインターネットへのかかわり方について指導し、ネット上でのトラブルやいじめがないように図るとともに、問題を早期発見し拡大しないように指導する。
- ⑥ 生徒会と連携し、携帯電話・スマートフォンの使用について生徒自身が使い方について考える取り組みを行う。
- ⑦ クラスや学年での生徒どうしのコミュニケーションを活性化するためのSSTの活用を図る。

有効ないじめ防止がなされるよう、全職員が意識して生徒と向き合い、しっかりと取り組んでいく。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方-----

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条による定義では、
この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
と規定されている。

(2) いじめに対する基本認識

- 「いじめはどの生徒にも、どの教室でも起こりうる」
 - ・ だれもが被害者にも加害者にもなり得る。
- 「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」
 - ・ いじめられたとする生徒の心理面を重視する。
- 「いじめは人として絶対許されない」
 - ・ 人権や生命に関わる重大な問題である。

(3) いじめの態様

日常的なトラブルでも、いじめに進行する可能性がある。

① 物理的いじめ

- 暴力 : 叩く、蹴る、ぶつかる、転ばせるなど(遊ぶふりの場合も含む)
- たかり : 金品の強要、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要など
- 嫌がらせ : 持ち物を隠す・壊す・捨てる、落書きなど

② 心理的いじめ

- 言葉 : 冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嘘や悪い噂を流すなど
- 仲間はずし : 複数で無視する・避けるなど
- 嫌がらせ : 睨む、ネットやメール等による誹謗中傷や画像流出など

(4) いじめの背景

① いじめの要因

いじめの要因には、学校における人間関係や家庭環境、学習など様々なことが考えられる。

【学校における要因】

- 生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。
- 授業をはじめ、教育活動によって生徒が満足感や達成感を十分味わえない。
- 相手を思いやる気持ちや、規範意識が十分に育っていない。 など

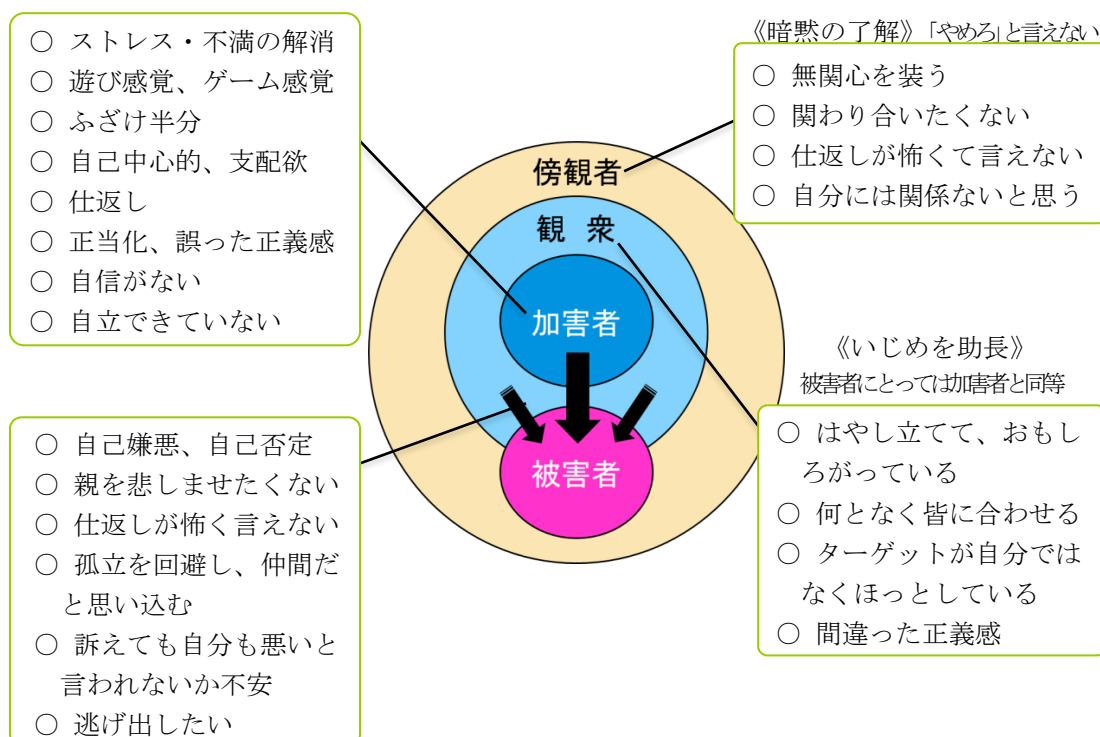
【家庭における要因】

- 家庭が「安らぎの場」となっていない。
- 基本的な生活習慣などしつけが十分行われていない。
- ふれあいや心の通い合う場面が少ない。 など

【地域や社会における要因】

- 地域における人間関係の希薄化により、地域の教育力が低下している。
- 異年齢交流や社会活動への参加の機会が減少し社会性や協調性が育ちにくい。
- 問題行動が誘発されやすい享楽型の環境になっている。
- 「いじめは絶対許されない」という意識が不十分である。
- 大人のモラルが低下している。 など

② いじめの構造



3 いじめ問題への取組

(1) いじめの未然防止

① いじめ問題への指導体制の確立

- いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、一致協力体制を確立して実践に当たる。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する。

② 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

- 全校集会や学年集会の場を活用し、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切に指導等の充実に努める。特に「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たる。
- HR活動や生徒会、クラブ活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言を行う。

③ 生徒との信頼関係の構築

- 日常の教育活動を通じ、生徒との積極的な交流を通じて、教師生徒及び生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- 生徒には受容的態度で接し、生徒の話をよく聞くとともに、いじめに対しては毅然とした態度で対応するなど、バランスのよい対応を心がける。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。

④ 生徒理解に基づいた指導

- 生活実態アンケートやいじめチェックシートを活用し、生徒の生活実態について、きめ細かく把握に努める。

- 生徒に幅広い生活体験を積ませ、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図り、社会性や対人関係力を高める指導を行う。
- いじめの把握に当たってはスクールカウンセラー、養護教諭、特別支援教育コーディネーターなど学校内の専門家との連携に努める。

⑤ 職員研修の充実

- 生徒理解に関する研修およびいじめに関する事例研究などの研修を充実する。
- 研修内容・方法について、効果的な研修となるよう工夫をし、生徒指導スキルや教育相談スキルの向上を図る。
- いじめ問題への取組の定期的な点検をする。

(2) いじめの早期発見

① 実態把握

- 丁寧な観察と面談により、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確な対応を心がける。日常の生活の中で生徒同士の関係の丁寧な観察を行う。
- アンケート調査の計画的な実施で実態把握に努める。

② 教育相談体制の整備

- 生徒指導係、生徒相談係と学年との連携を密にする。
- 必要に応じて一斉面談週間を設定するなど、生徒理解と実態把握につとめる。
- 校内外の相談窓口についても年度始め及び随時HR等で周知していく。

長野県子ども支援センター（長野県民文化部こども・家庭課） 0800-800-8035
 学校生活相談センター（長野県教育委員会心の支援課） 0120-0-78310
 チャイルドライン（フリーダイヤル） 0120-99-7777

- いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速・的確に行う。

③ 保護者との連携

- P T A総会や地区懇談会、P T A諸行事、学年学級通信等を利用して、保護者に学校の姿勢を伝え、理解を得るよう努める。
- 保護者懇談会、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図り、連絡を密にする。

Ⅱ いじめの防止等のための取組み

1 いじめ不登校対策委員会-----

(1) 構成員

教頭	…全体の統括・渉外等
教務主任	…年間計画の作成（調整）・検証等
生徒指導主事	…個別のいじめ事案への対応等、情報の収集と記録等
特別支援教育コーディネーター（２）	… いじめの相談窓口・生徒情報の集約と報告
学年主任（３）	…各学年の取組・個別事案の対応等
養護教諭	…いじめられている生徒の精神的ケア等
以上９人に必要に応じて担任・部活顧問等を加える	

- ・ 適宜、外部専門家の助言を求める。
- ・ 全てにおいて構成員全員が集まる会議である必要はない。

(2) 活動内容等

○学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価

- ・ 学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
- ・ 取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。

○学校のいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信

- ・ 学校基本方針の家庭や地域への発信を行う。
- ・ 取組の状況や成果、「評価アンケート」などについても情報発信する。

○いじめの早期発見、早期対応

- ・ 個別相談や相談窓口に寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・ 早期発見の情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・ いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。

○教職員の意識啓発

- ・ 学校の基本方針の全職員の共通理解を図る。
- ・ いじめ問題に対する研修会を企画する。

(3) いじめ防止等の取組

① 相談体制の充実と情報共有の徹底

生徒や保護者がいつでも安心して相談できるような教育相談体制を作り、生徒や保護者に周知する。「サポートチーム会議」を毎週行い生徒の小さな変化や事件等を集約し、職員間の情報の共有を図る。

- ・ サポートチーム会議のメンバーは基本的に ≪ 教頭・特別支援教育コーディネーター・生徒指導主事・養護教諭・各学年代表 ≫とし、適宜対応した職員を加える。
- ・ 会議では生徒情報を集約し、特別支援教育コーディネーターがまとめて職員会・朝会で報告を行う。

- ・ 各職員はいじめの可能性を発見したり情報を獲得したりしたとき一人で抱え込むことのないように、「サポートチーム会議」へ報告連絡を必ず行う（学年会等の場でもよい）。
- ・ 年間に2回「生活アンケート」や「アセス」を実施し、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有し、生徒との相談につなげる。アンケートで具体的にいじめの情報があつた場合は対象学年で「いじめアンケート」を行い、事案の把握に努める。
- ・ キャリアウィークなどで実施するキャリアカウンセリングで生徒のキャリア意識の育成とともに心理状態について状況把握に努める。
- ・ 家庭に対して啓発資料やチェックリストを配布したりアンケートを活用したりするなどして早期発見のための協力を得る。

②いじめ防止のための指導計画

- 4月 相談窓口の周知（生徒向け・保護者向け） 生徒面談週間 情報モラル学習
生徒指導講話①
- 5月 職員研修（いじめ・体罰防止）
- 6月 生活アンケート①
- 7月 保護者懇談会①（いじめ対策の周知） LHR指導①
生徒指導講話②
- 9月 平和人権学習 LHR指導②
- 10月 生活アンケート②
- 11月 LHR指導③
- 12月 保護者懇談会②
- 3月 生徒指導講話③

③いじめが起きたときの対応

（ア）いじめ対応フローチャート（別紙）

（イ）情報を全職員で共有する。

- ・ 情報提供者の秘密を厳守する。
- 「被害生徒守り通す」
- ・ 被害とその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に対応する。
- ・ いじめの解消後も、継続的な支援や見守りが必要である。
- 「いじめは絶対許さない」
- ・ 加害生徒や観衆的立場の生徒に対し、保護者との連携を密にしながら、心理面は受容しつつ、行った行為については毅然とした態度で

（ウ）「ネットいじめ」対応フローチャート（別紙）

（エ）ネットいじめ発見時の対応について

- ① 証拠の保全・記録
 - 発見日時、発見の経緯

- ウェブページアドレス（URL）の記録
- ウェブページの印刷とファイル保存
印刷が困難な場合は、「画面メモ」機能やデジタルカメラ等で記録

② 削除依頼

- 加害生徒が特定できている場合は、当該生徒に削除させる。
- 加害生徒が特定できない場合
 - ・ 削除依頼を迅速に行うことが適当な場合と、様子を見ることが適当な場合、または削除依頼をせずに「無視する」場合がある。
 - ・ 被害生徒の心情や状況に応じて、削除依頼のタイミングを判断する。
 - ・ 削除依頼は、被害生徒本人が行うのが原則である。状況に応じて、学校や教育委員会から依頼をすることもできる。
 - ・ 削除依頼は、個人の情報通信端末から行わず、できるだけ、学校などが公的に所有しているパソコンの代表アドレスから行う。
- 削除依頼の手順
 1. 掲示板の管理者、または、当該ページの作成者に依頼する。
 2. 削除されない場合、サイト管理者、サービス提供者に依頼する。
 3. 削除されない場合、プロバイダに依頼する。
 4. 削除されない場合、専用の相談窓口にご相談する。

※ 緊急案件の場合は、すぐに県警サイバー犯罪対策室及び心の支援課に相談する。
- 削除依頼メールの文例

【削除依頼】誹謗中傷の書き込み

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私(生徒)の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

URL : http://～

スレッド : http://～

書き込みNo. :

掲載情報 : 私(生徒)の実名、電話番号及びメールアドレスを掲載の上で、「私(その生徒)と〇〇しませんか」という、嫌がらせの書き込みがされた。

侵害された権利 : プライバシーの侵害、名誉棄損

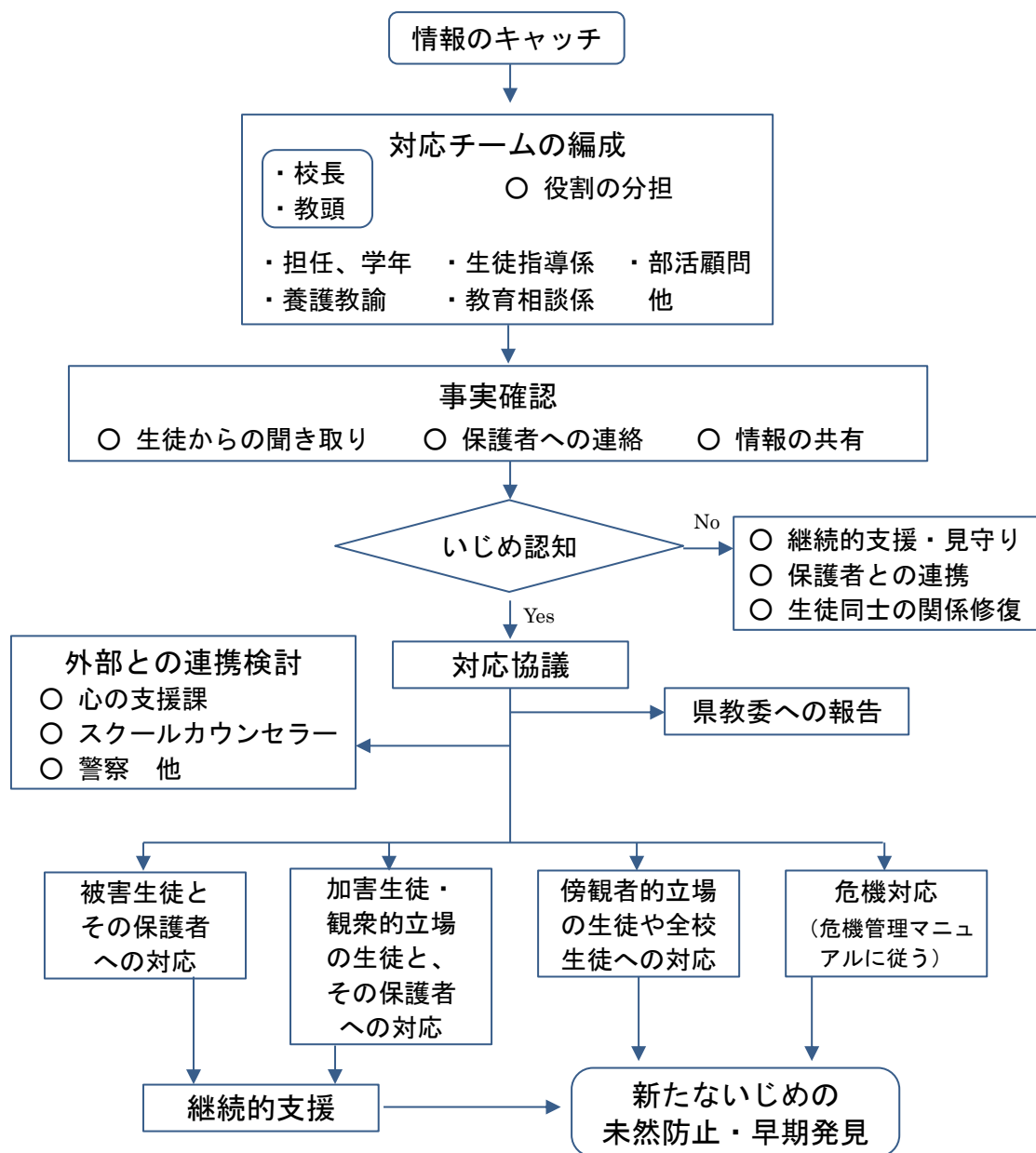
侵害されたとする理由 : 私(生徒)の意に反して公表され、嫌がらせ、からかいの迷惑電話及びメールを数多く受け、精神的苦痛を被っている。貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

※ 詳細については、各ウェブページの利用規約等にある削除依頼方法を確認する。

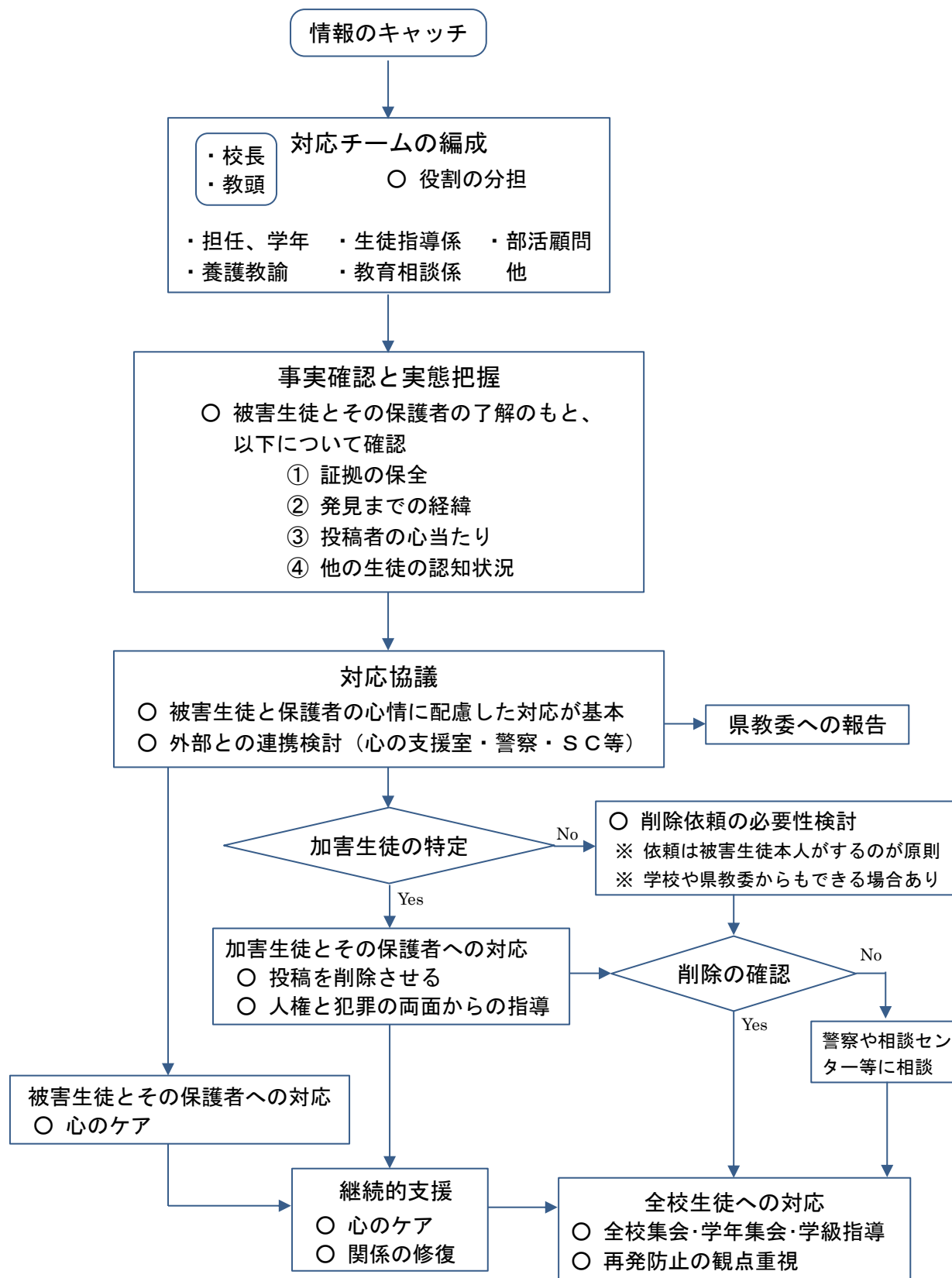
③相談窓口

- 長野県警生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室 026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター (<http://www.ihaho.jp/>)
- 地方法務局「子どもの人権 110 番」 0120-007-110
- 長野県教育委員会事務局心の支援課 026-235-7436

○いじめ発生時の対応フローチャート



○ネットいじめ発生時の対応フローチャート



Ⅲ 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた児童生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

1 《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。※「いじめにより」とは、上記の児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
例えば、「児童生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。
※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

2 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する。

3 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかにいじめ対策委員会を中核とした「危機対応チーム（危機管理委員会）」を立ち上げる。
- ・ 関係児童生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

4 事実関係を明確にするための調査を行う

学校又は教育委員会は、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

（1）調査委員会の設置

学校は速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

- ・ 「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・ 調査の母体は、いじめの対策委員会として、事態の性質に応じて専門家を加える。
- ・ その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

組織の構成

- ・ 公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

（２）調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

①いじめられた生徒からの聴き取り

- ・ いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

②いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

（３）自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

（４）調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・ いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

- ・質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する可能性があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

② 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

(5) その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。